

神栖市ミニバスケットボール少年団規約

- ◇平成 12 年 6 月 13 日全項目見直し
- ◇平成 24 年 4 月 1 日 植松、LM 追記
- ◇平成 26 年 6 月 10 日 全項目見直し
- ◇平成 28 年 3 月 6 日 一部見直し
- ◇平成 30 年 3 月 20 日一部見直し

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本少年団は神栖市ミニバスケットボール少年団（以下「本団」という）と称し、事務局を団長指定の場所に置く。

(目的)

第 2 条 本団は、原則として市内で組織するミニバスケットボール少年団（以下「単位団」という。）を総括し、少年バスケットボールの総合的発展を期すると共に、バスケットボールを通じて少年の健全な心身育成と各単位団間の親睦を深めることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第 3 条 本団は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ミニバスケットボールの大会、講習会の開催
- (2) ミニバスケットボールの振興、普及活動
- (3) 指導者、審判員の育成及び技術の研究、指導
- (4) 神栖市体育協会主権事業への参画、協力
- (5) 地域奉仕活動
- (6) 各単位団同志及び中学校等との交流

第3章 運 営

(組織)

第 4 条 本団は、単位団の指導者、育成会の代表者及び本団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

- 2 単位団は、原則として市内の各小学校単位で組織する少年団とする。
- 3 各単位団は円滑な活動のために、各々育成会を組織する。

(役員)

第5条 本団に次の役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監査 2名

2 団長は、各単位団の代表の職にある者もしくは各単位団から推薦された者から、本団の会議において選任する。

3 副団長は、前項により選任された以外の者をもって充てる。

4 事務局長は、各単位団から推薦された者をもって充てる。

5 監査は、各単位団から推薦された者をもって充てる。

6 団長、副団長、事務局長及び監査は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 団長は、本団を代表し団務を総括する。

2 副団長は、団長を補佐し団長に事故あるときはその職務を代行するし、団長が欠けたときはその職務を行うものとする。

3 事務局長は、本団運営を補佐し事務局各部の総括をする。また、本団と各単位団との連絡調整をする。

4 監査は、本団の業務執行及び会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、原則として前役員が所属する単位団から選出することとし、その仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 事務局は下記の各部で運営し、本規約第3条の目的を達成するために参画、協力する。また、各部に各1名ずつ長を置く。

- (1) 総務部
- (2) 競技部
- (3) 審判部
- (4) コミッショナー部
- (5) 会計部
- (6) 育成部

2 事務局は各単位団から推薦された者において構成することとする。

(各部等の業務)

第 9 条 総務部は、本団の活動記録・保管をするとともに、本団の事業推進等の庶務を行う。また、県東ミニバスケットボール連盟との連絡調整を行う。

2 競技部は、本団主催・共催の大会を企画し、大会運営の全般の業務を行う。ただし、大会の実施等の決定は連絡協議会にて行う。

3 審判部は、審判技術向上のためルールの伝達や講習会、大会の審判・審判の割り当て等の業務を行う。

4 コミッショナー部は、コミッショナー技術向上のためルールの伝達や講習会、大会時の割り当て等の業務を行う。

5 会計部は、本団の運営費等を管理する。

6 育成部は、各単位団及び育成会への連絡事項の伝達及び育成指導を行う。

第 5 章 会 議

(会議の会員)

第 10 条 会員は連絡協議会員及び運営委員会会員とする。

(連絡協議会)

第 11 条 本会議は規約改正、役員選出、予算決定及び各単位団の意見交換の場とし、毎月 1 回程度開催する。

2 連絡協議会は、次の各号に掲げるものによって行う。

- (1) 本団の団長及び副団長
- (2) 事務局長
- (3) 各単位団から推薦のあった者

3 議事の進行は役員が行う。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は必要の都度、団長が召集するものとし、事業実行の詳細について協議及び調整を行う。

2 運営委員会は次の各号に掲げる者によって行う。

- (1) 本団の団長及び副団長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局の各部長及び部員

3 議事の進行は役員が行う。

(議案の決議)

第 13 条 連絡協議会及び運営委員会に於ける決議案件については、会員の 2 / 3 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第6章 会 計

(会計)

第14条 本団の会計は次の収入をもって賄う。

- (1) 神栖市体育協会交付金
 - (2) スポーツ振興事務費
 - (3) 本団登録費（以下「団費」という）
 - (4) その他の収入
- 2 団費については、一人あたり2,000円を納入するものとする。
 - 3 前項のほか、特別に支出する必要があるときは、連絡協議会の議決を得て、団費を徴収することができるものとする。
 - 4 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
 - 5 会計年度の収支決算は、監査を経て連絡協議会に報告するものとする。

附 則

この規約は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成26年7月1日から施行する。